

第十回国会 衆議院 厚生委員会 議録 第十八号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)

午後零時三分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君  
理事 青柳 一郎君 理事 丸山 直友君  
理事 直治君 高橋 等君

中川 俊忠君 堀川 恭平君  
山村新治郎君 清藤 唯七君  
岡 良一君 松谷天光君

出席國務大臣

厚生大臣 黒川 武雄君

委員外の出席者

議員 金子與重郎君  
厚生技官 公衆衛生 小川 朝吉君  
局長 榎本 防諷(長)

専門員 川井 章知君  
専門員 引地亮太郎君  
専門員 山本 正世君

三月二十四日

委員井之口政雄君辞任につき、その補欠として荻田アサノ君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

委員大西禎夫君、田中元君、中川俊忠君及び金子與重郎君辞任につき、その補欠として橋直治君、岡崎勝男君、山本猛夫君及び小林運美君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員岡崎勝男君及び山本猛夫君辞任につき、その補欠として田中元君及び中川俊忠君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十四日

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)(予)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出、第一二七号)(予)  
請願

- 一 結核病床増設等に関する請願(小林進君紹介)(第五五一号)
- 二 同(高田富之君外一名紹介)(第一一五五号)
- 三 同(荻田アサノ君紹介)(第一五〇六号)
- 四 結核病床増設に関する請願(船田亨二君紹介)(第五五二号)
- 五 同(山口好一君外一名紹介)(第六二二号)
- 六 同(守島伍郎君紹介)(第八三八号)
- 七 同外一件(福田昌子君紹介)(第八五四号)
- 八 同(大石ヨシエ君紹介)(第一〇二〇号)
- 九 同(多田勇君紹介)(第一〇二一号)
- 一〇 同(遠藤三郎君紹介)(第一一四八号)
- 一一 同(井之口政雄君外一名紹介)(第一一四九号)
- 一二 同(堤ツルヨ君紹介)(第一二二八号)

一三 同(荻田アサノ君紹介)(第一五〇三号)

一四 結核患者に国民健康保険の全面適用に関する請願(船田亨二君紹介)(第五七三三号)

一五 同(柳澤義男君紹介)(第六二六号)

一六 同(山口好一君外一名紹介)(第六三〇号)

一七 同外一件(福田昌子君紹介)(第八七九号)

一八 同(青柳一郎君紹介)(第九〇六号)

一九 同(大石ヨシエ君紹介)(第一〇二七号)

二〇 同(井之口政雄君外一名紹介)(第一一五七号)

二一 同(堤ツルヨ君紹介)(第一二二四号)

二二 結核患者の作業療法に関する請願(福田昌子君紹介)(第八五九号)

二三 同(多田勇君紹介)(第一〇一〇号)

二四 同(荻田アサノ君紹介)(第一四九五号)

二五 結核患者に対する生活保護法の適用範囲拡大に関する請願(福田昌子君紹介)(第八七四号)

二六 結核患者にコロニー建設に関する請願(福田昌子君紹介)(第九八二号)

二七 アフター・ケア施設確立に関する請願外四件(福田昌子君紹介)(第八七二号)

二八 同(青柳一郎君紹介)(第九〇四号)

二九 同(多田勇君紹介)(第一〇二六号)

三〇 同(今野武雄君外一名紹介)(第一一五四号)

三一 同(堤ツルヨ君紹介)(第一二二五号)

三二 同(荻田アサノ君紹介)(第一四九七号)

三三 札幌市にアフター・ケア施設確立の請願(柄澤まを子君外一名紹介)(第一〇六二二号)

三四 結核患者の生活保護に関する請願(山口武秀君紹介)(第一三四〇号)

三五 国費によるストレプトマイシン、パス、テレビオン等支給の請願(船田亨二君紹介)(第五七七号)

三六 同(山口好一君外一名紹介)(第六二三号)

三七 同(福田昌子君紹介)(第八六一号)

三八 同(青柳一郎君紹介)(第九〇二号)

三九 同(小松勇次君紹介)(第九〇三号)

四〇 同(多田勇君紹介)(第一〇一六号)

四一 同(大石ヨシエ君紹介)(第一〇一七号)

四二 同(大石ヨシエ君紹介)(第一一四二号)

四三 同(井之口政雄君外一名紹介)(第一一五六号)

四四 同(荻田アサノ君紹介)(第一五〇二号)

○松永委員長 これより会議を開きます。  
医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず黒川厚生大臣より趣旨の説明をお聞きしたいと思います。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律

第一条 医師法(昭和二十三年法律第二二一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二二二号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第三条 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 薬劑師でない者は、販売又は授与の目的で調劑してはならない。但し、醫師若しくは歯科醫師が左に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調劑するとき、又は獸醫師が自己の処方せんにより自ら調劑するときは、この限りでない。

一 省令の定めるところにより診療上必要があるとされる場合  
二 省令の定めるところにより薬局の普及が十分でないときとされる地域で診療を行う場合

2 厚生大臣は、前項各号に規定する省令を制定し、又は改正しようとするときは、別に定める審議会の意見をきかなければならない。

第二十二條の次に次の一條を加える。  
第二十二條之二 調劑に従事する薬劑師は、調劑の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十四條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。  
薬劑師は、醫師、歯科醫師又は獸醫師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調劑してはならない。

第五十六條第一項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め

附則

1 この法律は、昭和二十八年一月一日から施行する。但し、第三条中薬事法第二十二條及び第五十六條第一項の改正規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

2 厚生大臣は、薬事法第二十二條の改正規定の施行前においても、その施行の準備のため必要があるときは、同條第二項に規定する審議会の意見をきいて、同條第一項各号に規定する省令を制定することができる。

○黒川國務大臣 ただいま議題となり

ました。醫師法、歯科醫師法及び薬事法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。終戦後国民医療の問題につきまして、医療の向上のため多くの施策がとられ、まことに見るべきものがあつたのであります。明治以来薬案とされておりました医療制度につきましても、は、いまだその解決を見るに至つていないのであります。

一昨年アメリカ薬劑師協会使節団が来朝いたしました。関係者に対し医薬制度の合理化について報告がなされ、その後、医、齒、薬三団体からなる三志会において進んで醫師、歯科醫師及び薬劑師のおの／＼の専門分野において相互に協力すべく種々協議が行われたのであります。残念ながらその結論は得られなかつたのであります。そこで政府は、医、齒、薬の三団体代表者、医療を受ける側の代表者及び学識経験者からなる臨時診療報酬調査会及び臨時医薬制度調査会を設け、

診療報酬及び医薬制度に関し諮問いたしましたところ、調査会は昨年八月より約半歳の長きにわたり審議の結果、それ／＼答申されたのであります。

政府は右の答申に基き、醫師、歯科醫師及び薬劑師についてその専門分野を明確化し、それ／＼の分野において医療の向上に寄与し、公共に奉仕するようにするるとともに、一方国民のこれに対する理解、関係施設の整備の実情を考慮し、その実施については漸進的に行う方針のもとに、醫師法、歯科醫師法及び薬事法の一部を改正することとした次第であります。

次にこの法律案の内容について御説明いたします。まず醫師法及び歯科醫師法につきましても、それ／＼の第二十二條及び第二十一條を改め、醫師、歯科醫師は診療上患者が薬劑の交付を受ける必要があると認めるときは処方箋を発行しなければならないこととしたのであります。

次に薬事法につきましても、その第二十二條を改め、薬劑師による調劑の原則に対し、例外として醫師、歯科醫師は診療上特に必要があるとされる場合及び薬局の普及が十分でない地域で診療する場合、それぞれ省令の定めるところによつて自己の処方箋により、みずから調劑することを認めたのであります。なお、この省令の制定及び改正については、学識経験者からなる審議会の意見を聞いた上で行うこととしたのであります。

さらに第二十二條の改正に伴い、薬局における調劑は正当な事由がなければ、これを拒み得ないこと及び薬劑師は、醫師、歯科醫師または獸醫師の処方箋によつて調劑すべきことを明らかにしたのであります。

以上法律案の内容について御説明したのであります。さきに申し上げましたように、これが実施につきましても諸般の準備もあつたので、薬事法第二十二條の改正規定は昭和三十三年から、その他の改正規定につきましても同二十八年から実施することとした次第であります。

以上この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますようお願いいたします。

○松永委員長 この際高橋委員より発言を求められておりますので、これを許します。高橋委員。

○高橋(等)委員 ただいま提案になりました法案は、いづれも国民医療の観点からいたしまして、非常に重要なものでもありますが、また従来の沿革から見ましても、医療関係者におきましてそれ／＼意見を異にいたしておつたような歴史もあるのでございまして、本委員会に付託いたしましたのであります。委員長に一言お願いいたしますのであります。これは慎重審議を要しますものと考えますので、できる限り時間をいただいて委員会を開きまして、本法案の審議の完璧を期すようにお願ひ申し上げておきます。

○松永委員長 ただいま高橋委員より委員長に対する御希望がございましたが、お説ごもつともございまして、本法案は、法律案自体は簡單でございしますが、その内容と施行の上には、非常に国民の医療生活、その他に重大なる影響を及ぼす点が多いと存じますので、幸いにして本院に予備付託になりましたから、今後できる限り多くの委員会を開催して、できるだけ広くから意見を取入れて、十分に慎重審議し、もつて国民医療生活の完璧を期したい、さうに決意をいたしております。この際お答えを申し上げます。

○松永委員長 次に本日の請願日程の審査に入ります。日程第一ないし第三、結核病床増設等に関する請願、文書表第五一五号、第一一五五号及び第一一五〇六号、以上三件の請願を一括議題といたします。紹介議員がおられませんが、金子委員にかわつて御説明を願ひます。

○金子委員 本請願は新潟県三島郡寺泊町金山国立寺治療所内玉井敏の請願でありまして、本請願の要旨は、結核は長期療養を必要とし、とくに貧困なものは医療扶助なしには療養ができませんが、最近国立療養所では、この種の患者を制限して行く傾向があるが、社会的にみても結核は、減の趣旨に反するものである。また昨令、結核病床の回転をよくするために、軽患者に対して、早期退所勧告が行われているが、これは結核病床の増加という根本的対策をはからず、いたずらに目前の処置でごまかそうとするにすぎない。その他、完全看護、完全給食の問題、未復員の療養問題、ストレプトマイシン適用の問題等、結核対策には種種の問題があるが、要するに日々増加する結核を防止するために根本的な対策を立て、入所患者の早期退所という形ではなく、結核病床の三十万床増床を早急に実施し、予防、治療、後保護の施設を施行する以外にないから、す

で、幸いにして本院に予備付託になりましたから、今後できる限り多くの委員会を開催して、できるだけ広くから意見を取入れて、十分に慎重審議し、もつて国民医療生活の完璧を期したい、さうに決意をいたしております。この際お答えを申し上げます。

みやかに整備されたいというのであり  
ます。

○松永委員長 次に日程第四ないし第  
一三、結核病床増設に関する請願、文  
書表第五五二号、第六二二号、第八三  
八号、第八四四号、第一〇二〇号、第  
一〇二二号、第一一四八号、第一一四  
九号、第二二二八号及び第一五〇三  
号、以上十件の請願を一括して議題と  
いたします。紹介議員にかわつて岡良  
一君にお願いいたします。

○岡(良)委員 本請願の請願者は、宇  
都宮市外中丸立療養所梅花寮内瀧山  
邦夫君外百九十七名の出したものであ  
ります。

その要旨は、現在結核の病床はわず  
かに七万床前後であつて、現在のよう  
に、結核患者がどん／＼ふえておる実  
情に対しては、なか／＼応じきれぬも  
のではないので、せひとも少くとも三  
十万床くらいは結核病床を国の責任に  
おいてふやしてもらいたいという趣旨  
であります。

○松永委員長 次に日程第一四ないし  
第二一、結核患者に国民健康保険の全  
面適用に関する請願、文書表第五七三  
号、第六二六号、第六三〇号、第八七  
九号、第九〇六号、第一〇二七号、第  
一一五七号及び第一二二四号、以上八  
件の請願を一括して議題といたします。紹  
介議員にかわつて堀川委員に御説明を  
お願いいたします。

○堀川委員 請願者 宇都宮市外中丸  
国立療養所梅花寮内 瀧山邦夫外二百  
一名、本請願の要旨は、厚生年金法に  
よる障害手当金の支給額は、昭和二十  
二年九月にさかのぼつて旧法よりはる

かに引き上げられたのであるが、昭和  
二十二年九月以前に発病して旧法によ  
つて支給されている被保険者は新法に  
比し、わずかに十分の一に等しい額  
で、しかも年金の掛金は長年かけてい  
るといふ著しい矛盾を生じている。つ  
いては、昭和二十二年九月以前に発病  
した被保険者に対しても新法を適用さ  
れたいというのであります。

○松永委員長 次に日程第二二ないし  
第二四、結核患者の作業療法に関する  
請願、文書表第八五九号、第一〇一〇  
号及び第一四九五号、以上三件の請願  
を一括して議題といたします。紹介議  
員にかわつて岡委員より御説明を求め  
ます。

○岡(良)委員 本請願の請願者は、東  
京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟の代  
表である近藤正雄君であります。  
本請願の要旨は、作業療法は、病状  
の安定した患者に歩行、農耕等の仕事  
を病状に応じ行わせることにより、  
相当程度の負担に堪えらるる体力並び  
に能力を修得することを目的とする治  
療過程であり、退所して社会に復帰し  
た場合の病氣再発を防止する上に多大  
の効果があらが、作業療法にあてる予  
算が少ないため、設備は、はなはだ貧  
弱であり、十分な治療が施せない実状  
にある。ついでには、作業療法設備の拡  
充強化を要望するというのが、この請  
願の趣旨であります。どうか慎重御審  
議の上、御採扱のほどをお願いいたし  
ます。

○松永委員長 次に日程第二五、結核  
患者に対する生活保護法の適用範囲拡  
大に関する請願、文書表第八七四号を

議題といたします。紹介議員福田昌子  
君のかわりに岡委員より御説明を願ひ  
ます。

○岡(良)委員 本請願の請願者は、東  
京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟の代  
表近藤正雄君であります。  
本請願の要旨は、現生活保護法は原  
則として疾病に対する直接の扱いでな  
いかも知れないが、医療扶助における  
結核の取扱いは大きな比率を示してい  
る。無視できぬ任務を負わされてい  
る。ついでには、完全な社会保障に基  
づく結核対策が確立するまで、生活保護  
法の結核患者の取扱ひに関して、少な  
くとも次の点を特例として扱われたい  
というのである。(一)結核患者が入院  
した場合、その世帯に対する査定基準  
に、家族の予防及び栄養費、月三回の  
見舞費、交通費、手術費等の加算を認  
めること。(二)自宅療養の場合、家の  
広さ等を最低基準のわくに拘束せず、  
隔離できる広さを認めるとともに、患  
者の栄養量は入院患者の給食と同様一  
日七点とし、伝染予防費、家族の栄養  
費を加算すること等、というのであり  
ます。慎重御審議の上、採扱のほどお  
願ひいたします。

○松永委員長 次に日程第二六、結核  
患者にコローニ建設に関する請願、  
文書表第九八二号を議題といたしま  
す。紹介議員が見えませんが、要旨  
の説明を、かわつて岡委員よりお聞き  
したいと存じます。

○岡(良)委員 本請願の請願者は、京  
都市右京区音月山国立立宇多野療養所の  
患者自治会長である鶴川新次君外六名  
であります。  
本請願の要旨は、京都における昭和

二十四年度の結核死亡者は三千七百七  
十四人、推定患者は十倍の約四万人と  
なつており、家族とともに、貧窮と戦  
つておるが、その損害は年間約二十四  
億円に達している。ついでには、京都に  
結核患者のための定住集落(コロニ  
ー)を建設し、退所者の再発を防止さ  
れたいというのであります。  
慎重御審議の上御採扱のほどをお願  
ひ申し上げます。

○松永委員長 次に日程第二七ないし  
第三二、アフター・ケア施設確立に関  
する請願、文書表第八七二号、第九〇  
四号、第一〇二六号、第一一五四号、  
第一二二五号、第一四九七号、以上六  
件の請願を一括して議題といたしま  
す。紹介議員が見えませんが、互委  
員より要旨の説明をお聞きしたいと存  
じます。

○互委員 本請願の請願者は、東京都  
北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤  
正雄外二千二百十五名であります。  
その要旨はわが国のアフター・ケア施  
設は、国営がわずかに二、三を数える  
のみで、結核患者推定百五十万ないし  
二百万に対してわずかに九万余の病床  
にすぎず、入院を待ちこがれる患者の  
ために、軽患者を退所させようとして  
いるが、そのほとんどが帰るべき家も  
なく、生活できる職業もないありさま  
で、この悩みを解決させるためには、  
アフター・ケア施設があるのみである。  
ついでには、国家の強力な援助のもと  
に、次の三点を実施されたというので  
ある。(一)各県に一施設以上のアフ  
ター・ケアを国費で設立すること。(二)  
既設 未設 公私のいかに問わず、  
アフター・ケア施設に十分な保障をする

こと、(三)職場におけるアフター・ケア  
を施行するよう徹底させること。  
以上であります。何とぞ御審議の上  
御採扱あらんことを願ひます。

○松永委員長 日程第三三、札幌市に  
アフター・ケア施設確立の請願、文書  
表第一〇六二号を議題といたします。  
紹介議員柄澤孝子君、菊田アサノ君  
が見えませんが、かわつて要旨を朗  
読いたします。

札幌市にアフター・ケア施設確立の  
請願、請願者札幌市議会議長福島利雄  
君。  
本請願の要旨は、北海道は、わが国  
再建の最も重要な基盤でありながら、  
結核死亡率は最高位を示している。つ  
いては、北海道を結核禍より護り、あ  
わせて療養所を軽快して退所する結核  
患者の再起をはかため、職業補導と  
健康管理を内容とする後保護施設を札  
幌市に設置されたいというのでありま  
す。

○松永委員長 日程第三四、結核患者  
の生活保護に関する請願、文書表第一  
三四〇号を議題といたします。紹介議  
員山口武秀君が見えませんが、かわ  
つて要旨を朗読いたします。

結核患者の生活保護に関する請願  
請願者は茨城県鹿島郡野村白十字農  
園療友会代表石川進君であります。  
本請願の要旨は、結核患者に対する生  
活保護のため、次の事項を表現され  
たいものである。(一)結核患者をか  
く首退職させないこと。(二)健康保険  
給付期間を三箇年に延長すること。  
(三)アフター・ケア施設を確立するこ  
と。

○松承委員長 次に日程第三五ないし第四四、国費によるストレプトマイシン、パス、テイビオン等支給の請願、文書表第五七七号、第六二三号、第八六一号、第九〇二号、第九〇三号、第一〇一六号、第一〇一七号、第一〇一八号、第一一五六号及び第一一五〇二号、以上十件の請願を一括して議題といたします。紹介議員が見えませんが、丸山君に要旨を説明願いたいと存じます。

○丸山委員 本請願の請願者は宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内瀧山邦夫外二百一名から出たものでございまして、その要旨は、現在、結核治療に対しては、外科手術とともに、高価薬品が使用されているが、その用途はきわめてわずかで、ストレプトマイシンが療養所に配給になつても、立替金のない患者は使用できず、せつかく適応症であつても金のないために使用できない。ストレプトマイシンは、輸入品を民間会社が買いつけるためか、保険証を使用できるものでも自費負担しなければならず、パスは、健康保険で認められていても、生活保護法ではその使用は認められない。ついでには、患者一日の医薬品を増額し、ストレプトマイシン、パス、テイビオン等は全額国庫負担で配給し、パスを生活保護法にも適用されたいというのであります。

○松承委員長 本日議題といたしました結核予防治療及び後保護等の各請願についての政府の意見をお聞きしたいと存じます。

○小川説明員 ただいまいろいろ御説明になりました結核関係の請願について一言申し上げたいと思ひます。

大体要旨につきましては、私どももつとに了承しておるところでございませう。しかしながら現在の国家財政事情としては、ただちに実施できない向きもございませうし、あるいはまた予防法等の制定と相まちまして、全部ではございませうが、一部実施でき得る向きもあるかと存じます。各請願については、私どもの方の局の所管のみならず、他局にもわたる点多々ありますので、十分連絡いたしまして、できるだけ実現に努力いたしたいと考えております。

○松承委員長 御質疑はありませんか。——別に御質疑もないようでございますから、本日議題といたしました各請願の採択等は、後日慎重審査をすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。次会は明二十八日午後一時より閉会することといたします。

午後零時二十八分散会